

## 知財法務の勘所Q & A（第20回）

### CPTPP（TPP11）の発効に伴う著作権法、特許権法等の改正について



アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
弁護士 白根 信人

**Q1** CPTPPとは知的財産権に関してどのような内容を定めた条約でしょうか。CPTPPは、TPPとはどのような点で異なりますか。

**A1** TPPは知的財産の保護等について規定していましたが、その多くがそのままCPTPPに取り込まれています。ただし、CPTPPでは、TPPの一部の規定について、その適用を停止しています。

#### 1 CPTPPの締結に至る経緯

環太平洋パートナーシップ協定（Trans Pacific Partnership Agreement。「TPP協定」）は、2010年3月、8か国<sup>1</sup>において協定交渉が開始され、日本は2013年7月から協定交渉に参加してきました。TPP協定は、2016年2月に12か国<sup>2</sup>により署名され、日本は翌2017年1月に批准手続きを完了しました。ところが、アメリカがトランプ大統領の就任の直後の2017年1月、TPP協定から脱退したため、TPP協定は発効のめどが立たなくなっていました。TPP協定では、少なくとも原署名国のうち6か国以上が国内法上の手続きを完了し、かつそのGDPの合計が全原署名国のGDPの85%以上であることが発効の条件とされていたためです。

アメリカのTPP協定からの離脱を受けて、アメリカを除く原署名国11か国では、TPP協定の早期発効に向けて協議を行い、TPP協定の特定の規定の適用を停止する等した上でTPP協定を発効させることで合意に達し、2018年3月、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership。「CPTPP」）として11か国により署名がされました。CPTPPは、2018年10月31日に6か国目であるオーストラリアが批准手続きを完了したことにより、6か国の批准手続きの完了から60日後に発効するとCPTPPの規定に従い、2018年12月30日に発効しました。なお、日本は2018年7月に批准手続きを完了しており、当初の参加国は、日本、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーラ

1 シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、アメリカ、オーストラリア、バレー及びベトナム

2 当初8か国に加え、日本、カナダ、マレーシア及びメキシコを加えた国

ンド、シンガポールの6か国となります。また、ベトナムは2018年11月15日に批准手続きを完了したことから、2019年1月14日よりCPTPPに加入しています。

## 2 CPTPPの概要

CPTPPは、手続的な点を除くと、TPP協定のほぼ全ての規定をそのまま参照により組み入れており（1条）、TPP協定との実体面での違いは、CPTPPではTPP協定の一部の規定の適用を停止している点（2条、附属書）にあります。なお、CPTPPにより適用の停止された20の規定のうち、過半数の11が知的財産権の取扱いに関するものとなっています。

TPP協定は、知的財産に関して、独立した章（18章）を設け、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権及び著作隣接権、営業秘密などの保護について規定していました。このうち、CPTPPで適用が停止された条項は、知的財産に関しては以下のとおりです。

表1：CPTPPにより適用が停止されたTPP協定の規定（知的財産関係）

適用が停止された規定	規定の概要
18.8条（内国民待遇）の脚注4の一部	内国民待遇の対象となる「特にこの章の規定が適用される知的財産権の使用に影響する事項」には、著作物、実演及びレコードに関しては、利用許諾の手数料や使用料等を含む
18.37条（特許を受けることができる対象事項）のうち、2項と4項最終文	2項は、既知の物の新たな用途や既知の物を使用する新たな方法・プロセスとしてクレームされた発明について特許が与えられることを規定するもの。4項最終文は、締約国は微生物以外の植物を特許の対象から除外することができるが、少なくとも植物に由来する発明については特許が与えられなければならない、とするもの。
18.46条（特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整）	締約国における特許の付与に不合理な遅延がある場合には、特許期間の調整をしなければならず、出願日から5年又は審査請求日から3年のいずれか遅い日を経過した場合には不合理な遅延とされること等
18.50条（開示されていない試験データその他のデータの保護）	新規の医薬品の販売承認を得るために提出した当該医薬品の安全性及び有効性に関するデータにつき、販売承認日から少なくとも5年間、第三者がその情報又は販売承認を利用して同一又は類似の製品を販売することを締約国は認めてはならないこと等
18.51条（生物製剤）	生物製剤である医薬品又は生物製剤を含む医薬品について、①最初の販売承認の日から8年間、又は②最初の販売承認の日から5年間、医薬品に関する試験データその他のデータの保護に準じた保護を図ること等
18.63条（著作権及び関連する権利の保護期間）	著作物、実演及びレコードの保護期間は、著作者の死後70年、又は権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりにから70年（創作から25年以内に公表が行われない場合には、創作の年の終わりにから70年）以上とすること等
18.68（技術的保護手段）	技術的保護手段（アクセスコントロール）を回避する行為について、民事上の救済を与えるとともに、刑事罰の対象とすること等
18.69条（権利管理情報）	権利管理情報（RMI）の除去、改変等につき民事上の救済を与えるとともに、刑事罰の対象とすること等